

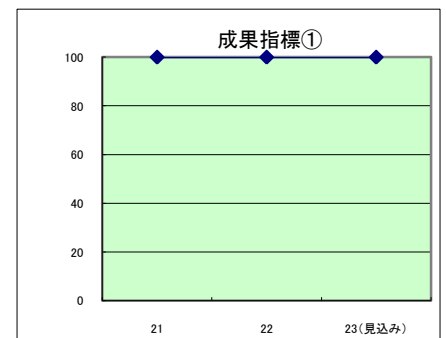
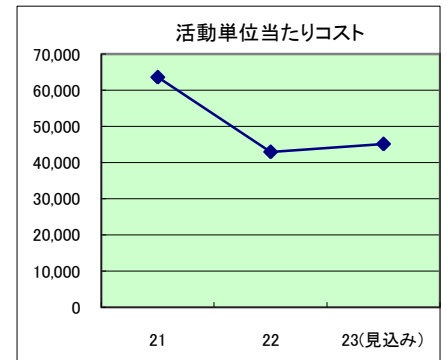
平成 23 年度 事務事業評価シート(平成 22 年度実施事業)

整理番号

市人09

事務事業名		女性相談事業		予 算 科 目	会計	1	一 般 会 計	
					款	3	民生費	
					項	1	社会福祉費	
					目	7	人権施策費	
総合基本計画	まちづくりの目標(章)	4	魅力ある地域社会を拓く活力あるまち		事業	4	男女共同参画	
	施策(節)	2	男女共同参画					
	施策の方向	(3)	男女共同参画を支える社会づくり					
関連する計画等		羽曳野市男女共同参画推進プラン			作成部署	市民人権部人権推進課		
事業の目的	対象(誰を・何を)			連絡先	072 - 958 - 1111 内線			
	市民(女性)							
	意図(どういう状態にしたいのか)							
事業の内容	相談者の声を電話や面接にて丁寧に聞き、悩みを受け止め、問題解決のための支援を行う。							
	夫のこと、子どものこと、家庭のこと等、生活上の相談や女性の体や性に関する悩みについて、助言や関係機関の紹介を行う。また、相談日には外部の専門相談員を配置するなど、体制の強化も図っている。							
	・女性相談は毎月第1・第4水曜日に市役所(偶数月の第4水曜は陵南の森総合センター)で実施している。 また、相談日以外に寄せられる相談(電話・面会)については、人権推進課職員が随時対応している。							
根拠法令等		配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律・ストーカー行為等の規制等に関する法律						
事業開始時期		☐ 昭和 2 年開始 ☐ 明確にはわからない ☒ 平成 ☐ 市制施行(昭和34年)以前より行っている		終了年度		平成 年度		
事業開始時からの状況変化		法整備の変化に伴い、社会ニーズが高まっており、相談件数も増加の傾向にある。						
市民や議会の要望								
実施手法		☒ 直営 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託 ☐ 補助金・助成金 ☐ その他()						
委託先		☐ 市外郭団体委託 名称() ☐ 民間委託 ☐ その他		委託内容				

区 分		21年度	22年度	23年度
		(実績)	(実績)	(見込み)
事業費【1】 (千円)		108	99	108
人件費【2】 (千円)		6,000	5,184	5,760
職員数	正規職員	0.80 人	0.72 人	0.80 人
	再任用職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	嘱託職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	臨時職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	超過勤務(参考) (時間)	0.00 時間	0.00 時間	0.00 時間
総事業費 (【1】 + 【2】) 【A】 (千円)		6,108	5,283	5,868
財源内訳	国費 (千円)			
	府費 (千円)			
	市債 (千円)			
	その他 (手数料・使用料等) (千円)			
	一般財源 (千円)	6,108	5,283	5,868
活動指標(事業の活動実績)【B】 単位		21年度	22年度	23年度(見込み)
① 女性相談延べ人数	人	96	123	130
②				
③				
活動単位当たりコスト (【A】 / 【B】 ①)		63,625 円	42,951 円	45,138 円
市民1人当たりコスト (【A】 / 人口)		51 円	45 円	50 円



成果指標 (事業目的の達成度を測る指標)	指標名		単位	指標設定の考え方	平成21年度		平成22年度		平成23年度
	①	女性相談の対応率	%	女性相談の依頼に対する対応 (式) 対応数÷依頼数×100	目標	100	100	達成率(%)	100
					実績	100	100	100.0%	
	②	(式)			目標			達成率(%)	
					実績				

市の関与の必要性	市の関与が必要な理由									評価	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	必要性	分析・評価の説明
	法令上の義務	受益者が不特定多数	最低限の生活水準を確保	市民の不安を解消	社会的経済的弱者を対象	民間だけでは負担しきれない	民間だけでは供給不足	市の特色等を市内外へ発信	第三者にも受益がある	有	様々な悩みの解消やドメスティックバイオレンスなどの被害者の救済面からも市の関与は必要である。

分析・評価	視点	分析のためのチェック点	はい	いいえ	該当なし	分析・評価の説明
	妥当性	市民ニーズが高い	☒	☐	☐	府・他市町村でも女性相談窓口は設けている。ストーカーやセクハラ、ドメスティックバイオレンス被害者など身体的・精神的な被害を受けている人については緊急性を要し、関係機関への案内や取次ぎが必要である。また、国、府において同様の相談事業が実施されているが、身近でより多くの窓口を設けることは必要である。
		市民ニーズに比較してサービスの供給過剰となっていない	☒	☐	☐	
		社会情勢の変化に対応している	☒	☐	☐	
		他市の水準と比較しても、対象範囲や水準を見直す必要がない	☒	☐	☐	
		国・府の事業と重複していない	☐	☒	☐	
		事業を休止、廃止した場合の影響度が大きい	☒	☐	☐	
		緊急性が認められる	☒	☐	☐	
	効率性	単位コストが適切である(経年、他市比較など)	☒	☐	☐	専門相談員の来庁回数を月に1度に減らし、専門相談員が来庁しない日は職員が相談員として対応するなど、経費削減や効率化に取り組んでいる。また、相談員は、資格等を必要としないことから、男女共同参画に関する相談員養成講座等を受講し、相談業務の経験のある構成員を持つNPO法人またはボランティア団体の活用は、検討できる。
		受益者負担の割合は適当である	☐	☐	☒	
		人員を削減する余地がない	☒	☐	☐	
		事業費を削減する余地がない	☒	☐	☐	
		簡略化できる方法や手段がない	☒	☐	☐	
		市の他事業と重複していない	☒	☐	☐	
		民間活力(民間委託、NPO、ボランティア、PFIなど)の活用について検討の余地がない	☐	☒	☐	
	有効性	上位の施策(目的)が明確である	☒	☐	☐	ストーカーやセクハラ、ドメスティックバイオレンスなど、複雑化・増加傾向にある女性を取り巻く様々な問題を解決する上で、貢献度の高い事業である。
		上位の施策(目的)への貢献度が高い事業である	☒	☐	☐	
		成果を向上させる余地がない	☒	☐	☐	
		市民の視点にたってサービスが提供されている	☒	☐	☐	
	協働性	事業の企画、立案に市民が参加している	☐	☐	☒	広報等でも女性相談窓口について告知しているが、十分な周知には至っていない。
		事業の実施に向けて、市民と情報の共有が図られている	☐	☒	☐	
		事業の実施について積極的に市民の意見を反映している	☐	☒	☐	
		事業の実施に市民の参加、協力が得られている	☐	☐	☒	
	達成度	成果指標の目標値は適正である	☒	☐	☐	相談者の数は年々増加し、相談内容も複雑化してきているが、相談依頼に適切に対応している。
		成果指標の実績値は目標値以上である	☒	☐	☐	
		成果指標は前年度より向上している	☒	☐	☐	

担当部局評価	総合評価	
	☒ 拡大・充実 ☐ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了	
	評価の理由	
	女性相談は「身体」、「精神」、「離婚・財産等の法律がらみ」、「家族」、「いじめ」など複雑な要素が絡み合っていることが多いため、個々のケースに応じたきめ細かい心のケアが求められる。今後、こうした女性相談をはじめ、複雑・多様化する女性問題の解決に向けた支援体制を拡大・充実させる必要がある。	
	今後に向けて(取組方針、具体的な改善改革案など) 専門相談員による相談日以外でも、随時対応できるように職員の資質向上や適正な人員配置に努めるとともに、市民への周知徹底に取り組む。特にドメスティック・バイオレンスについては庁内における研修を実施し、意識統一と連絡体制の強化を図る。	
行革本部評価	総合評価	評価理由・意見
	☒ 拡大・充実 ☐ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了	